

意匠制度の見直しの方向性（案）

特許庁

平成30年11月5日

1. 画像デザインの保護
2. 空間デザインの保護
3. 関連意匠制度の拡充
4. 意匠権の存続期間の延長
5. 複数意匠一括出願の導入
6. 物品区分表の見直し

1.1. 画像デザイン（課題）

- 現行意匠法の保護対象となる画像は、**表示画像**（その物品の機能を果たすために必要な画像）及び**操作画像**（物品が機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像）のうち、**物品**（操作画像の場合は、当該物品と一体として用いられる物品も含む）に**記録・表示される画像に限定**されている。
- これまで意匠法では、権利範囲を明確化する観点から、保護対象となる**意匠と物品との関連性**を強く求めてきたが、画像意匠については、以下のとおり、**物品との関連性による制約が実態と合わなくなっている**のではないかと。
 - 昨今、個々の機器がネットワークでつながるIoTの普及に伴い、特に**GUI**（グラフィカルユーザーインターフェース：利用者と機器が情報をやり取りする仕組み）の役割が大きくなり、**GUIの表示場所が多様化**（壁や人体など）している中、**画像の表示場所が物品でないことをもって保護対象外**となっている。
 - また、サーバーからネットワークを通じて個々の端末等に直接様々なサービスを提供する**クラウドが浸透**する中、こうしたサービスにより提供される画像が**物品に記録されていないことをもって保護対象外**となっている。
- **諸外国を見ても**、米国、欧州、中国、韓国では、画像が物品に記録されていることは要件とされておらず、また、米国、欧州では、物品以外の場所に投影される画像についても、幅広く保護対象とされているなど、**日本よりも保護対象範囲が広い**。

1.2. 画像デザイン（見直しの方向性①） 保護対象の範囲

- 操作画像や表示画像など、**画像が関連する機器等の機能に関する画像**については、**画像が物品（又はこれと一体として用いられる物品）に記録・表示されるかどうかにかかわらず保護対象とすること**で、物品に記録されていない画像や、物品以外の場所に投影される画像を保護すべきではないか。
- 他方、壁紙等の**装飾的な画像**、映画・ゲーム等の**コンテンツ画像**など、**画像が関連する機器等の機能に関係のない画像**については、機器等の付加価値を直接高めるものではなく、保護の必要性が低いと考えられることから、**保護対象とすることは慎重であるべきではないか**。
- 画像デザイン保護の拡充に伴う懸念点については、以下のとおり対応すべきではないか。

① 共通化領域における画像デザインの保護について

⇒ユーザーの快適さのため人間工学等による配置を追及することにより共通なものとなるようなデザインについては、**新規性**（意匠法3条1項）又は**創作非容易性**（意匠法3条2項）により拒絶されることが多く、また、**特定の機能を確認するために不可欠な画像デザイン**は、意匠法5条3号により拒絶されることを、審査基準等を通じて明らかとすることを検討。

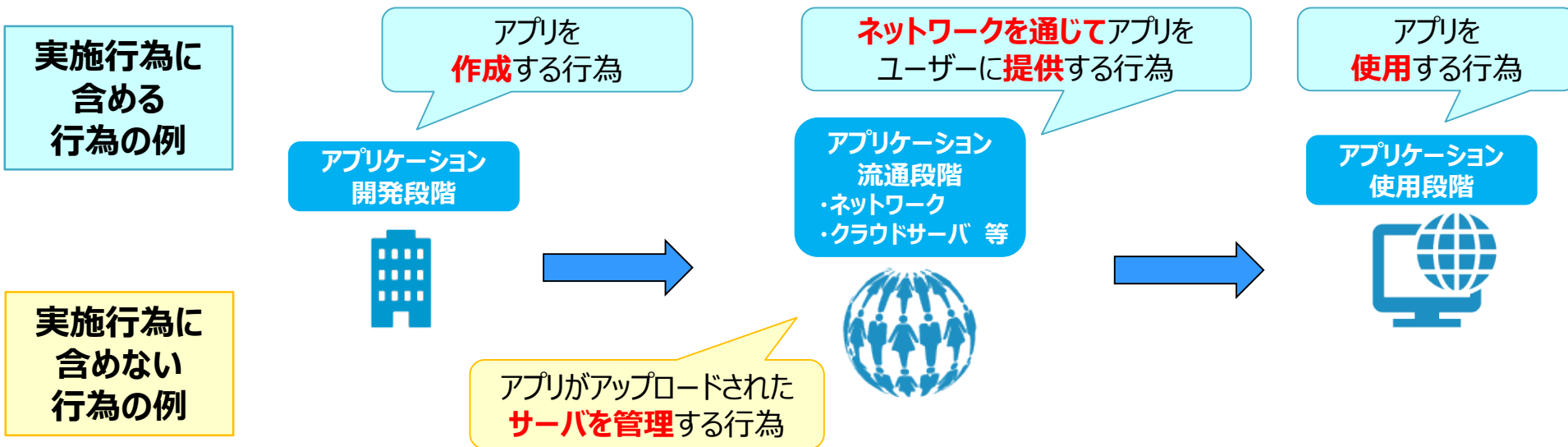
② クリアランス負担の増大について

⇒画像の権利範囲については、画像が関連する**機器等の機能で一定の限定**がかかるようにするとともに、登録された画像デザインをより**効率的に検索できる工夫**を図ることにより、クリアランス負担の軽減を検討。

1.3. 画像デザイン（見直しの方向性②） 実施行為の範囲

- 画像に係る意匠については、特許法のプログラム等の発明の例を参考に、その**作成やネットワークを通じた提供等**を実施行為に含める一方、**サーバの管理行為**等については含めない方向で整理してはどうか。

画像に係る意匠の実施行為（アプリに用いられる場合の例）



(参考)

意匠法2条3項

「…意匠について「実施」とは、**意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しのための申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。…）**をする行為をいう。」

特許法2条3項1号

「物（**プログラム等を含む。…**）の発明にあつては、その物の**生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。…）**、**輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。…）**をする行為」

1. 画像デザインの保護
- 2. 空間デザインの保護**
3. 関連意匠制度の拡充
4. 意匠権の存続期間の延長
5. 複数意匠一括出願の導入
6. 物品区分表の見直し

2.1. 空間デザインの保護（課題）

- 現行意匠法上、空間デザインの保護対象は、以下のとおり。
 - 「物品」は、「有体物である動産」を意味することから、**建築物等の不動産**については、**意匠権で保護することはできない**（工業的に量産され、販売時に流通するもののみ保護対象）。
 - 家具や什器の組合せや配置、建築物の一部（壁、天井、床等）の装飾等により構成される**内装**についても、**一意匠一出願の要件を満たさず**、複数の物品から構成される**組物**にも**該当しないため、意匠権で保護することはできない**。
- 昨今、モノのデザインのみならず、コト（経験）のデザインを重視する観点から、**店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例**が増えている。
- また、近年、オフィス家具・関連機器を扱う企業が、自社の製品を用いつつ**特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例**が生じている。
- こうした空間デザインは、**周知性や著名性があれば、不正競争防止法による保護を受けることができるが**、独創的な空間デザインを生かしたブランド構築の取組みを早い段階から保護する観点からは、**周知性や著名性が生じる前から保護するニーズ**が高まっている。
- **諸外国を見ても、米国や欧州においては、建物の外観や内装のデザインは保護対象とされており、日本よりも保護対象は広い。**

2.2. 空間デザインの保護（見直しの方向性）

- 現行意匠法の保護対象である「物品」（動産）に加え、「建築物」（不動産）を意匠の保護対象としてはどうか。
- 内装についても、以下のような方向性で、保護の拡充を図ることとしてはどうか。
 - 組物意匠と同様、一意匠一出願の原則の例外として、家具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾等により構成される内装が、「内装全体として統一的な美感を起こさせる」という要件を満たす場合に限り、一意匠として意匠登録を認める。
 - 権利範囲をより明確にする観点から、意匠登録出願人が、出願時に什器の組合せや配置等の特徴の説明を行うことを推奨するとともに、意匠審査基準等を通じて、新規性・創作非容易性の判断についての考え方を明確に示すことを検討。
 - 保護対象施設を店舗等に限定することなく、上記要件を満たす場合には、オフィスの内装等も含め幅広く保護対象とすることを検討。

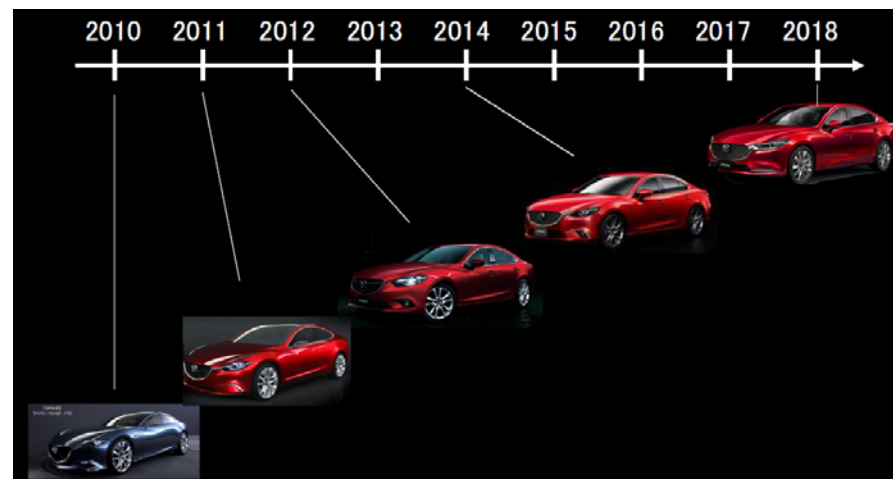
1. 画像デザインの保護
2. 空間デザインの保護
- 3. 関連意匠制度の拡充**
4. 意匠権の存続期間の延長
5. 複数意匠一括出願の導入
6. 物品区分表の見直し

3.1. 関連意匠（課題）

- 関連意匠の出願可能期間は、
 - 平成10年の関連意匠制度の創設当時は、**本意匠の出願と同日**とされていた。
 - 平成18年の意匠法改正において、一貫したコンセプトに基づくデザインの開発実態を踏まえ、**本意匠の意匠公報発行まで（約8ヶ月間）に延長**された。
- 近年、一貫したコンセプトに基づくデザイン開発が盛んとなる中で、**同一のコンセプトに基づき、長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行うケースにおいて、現行の出願可能期間では、こうしたデザインを十分に保護できない。**

※例えば、マツダ株式会社の「魂動」デザインでは、ビジョンモデル「SHINARI」の発表から最新量産モデル発表までに**8年が経過**している（右図参照）。

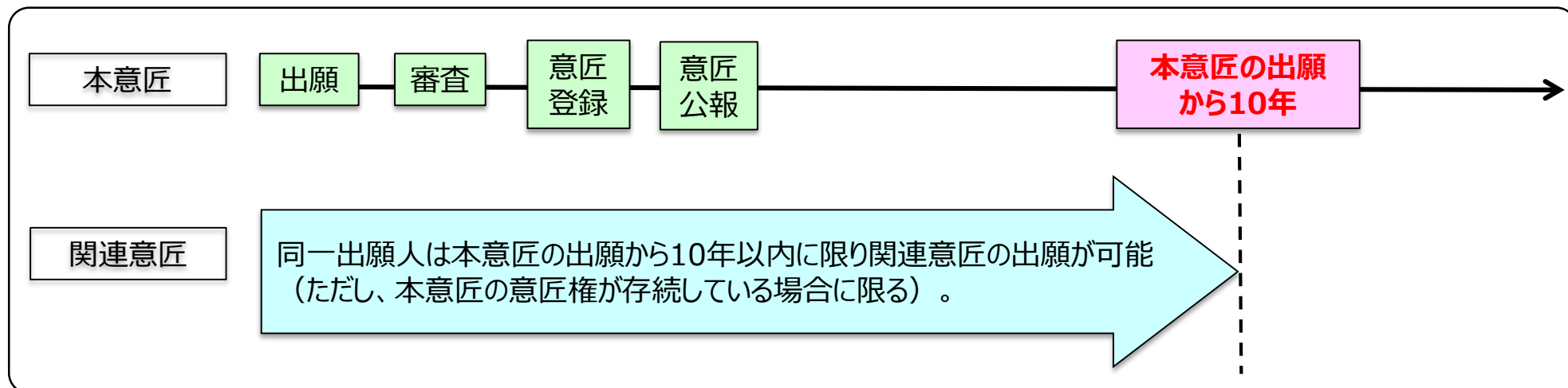
- また、製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく開発手法も増加し、**関連意匠にのみ類似する意匠**についても保護ニーズが生じている。



（出典）第7回意匠制度小委員会
マツダ株式会社プレゼンテーション資料

3.2. 関連意匠（見直しの方向性①） 出願可能期間の延長

- 一貫したデザインコンセプトに基づくデザインを保護するため、関連意匠の出願を、**意匠公報発行日以降も可能**としてはどうか。
- 具体的には、関連意匠の出願可能期間は、**企業のニーズ等**も踏まえつつ、**本意匠の出願から10年以内**としてはどうか。
- ただし、**本意匠の意匠権が存続している場合に限り**、**関連意匠の出願を認める**こととし、**本意匠の出願から10年経過前であっても、本意匠が既に消滅している場合には、第三者の予見可能性の観点から、関連意匠の出願を認めない**こととしてはどうか。

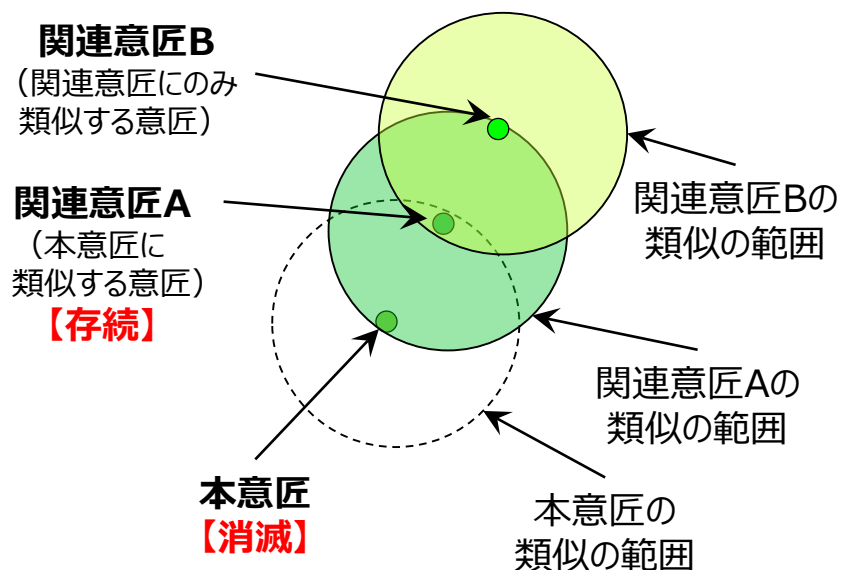


3.3. 関連意匠（見直しの方向性②） 関連意匠にのみ類似する意匠の出願

- 本意匠に類似する意匠（関連意匠A）と同様、**関連意匠にのみ類似する意匠（関連意匠B）**についても、**本意匠の出願から10年以内であれば、出願を認める**こととしてはどうか。
- **関連意匠B**についても、一度パブリックドメインとなった関連意匠Aが復活することを避けるため、**関連意匠Aが存続している場合に限り、出願を認める**こととしてはどうか。
- 一方、本意匠の存続を関連意匠Bの出願の要件とすると、本意匠を既に使用していない場合でも、本意匠を維持しなければならなくなり、ユーザーの**無用な費用負担を回避**する観点から、**本意匠の存続は関連意匠Bの出願の要件とすべきでない**のではないかな。

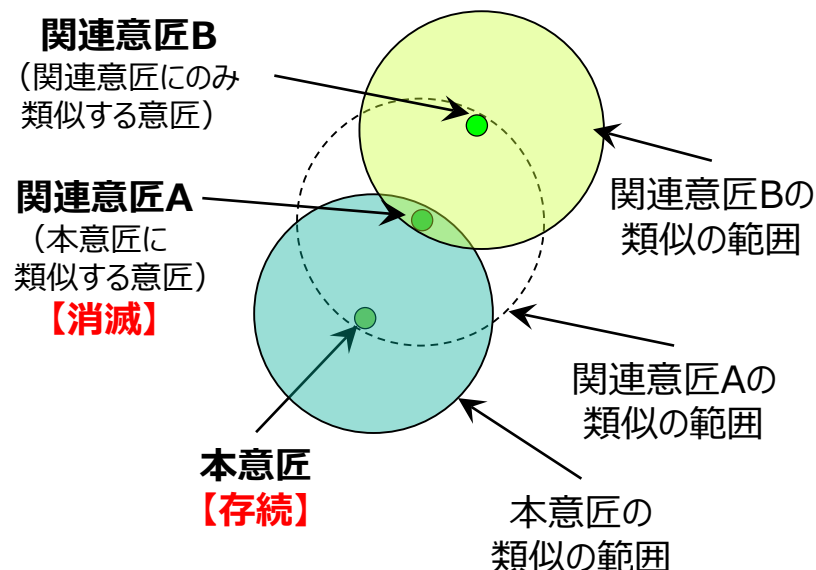
関連意匠Bが登録可能な例

本意匠が消滅していても、関連意匠Aが存続していれば、関連意匠Bの出願は可能



関連意匠Bが登録不可能な例

本意匠が存続していても、関連意匠Aが消滅していれば、関連意匠Bの出願は不可



1. 画像デザインの保護
2. 空間デザインの保護
3. 関連意匠制度の拡充
- 4. 意匠権の存続期間の延長**
5. 複数意匠一括出願の導入
6. 物品区分表の見直し

4. 意匠権の存続期間の延長（課題と見直しの方向性）

- 意匠権の存続期間は、平成18年改正法で15年から20年に延長されたところ（延長の対象は平成19年4月1日以降の出願に限定されるため、平成30年時点での存続期間は最長でも15年）。
- こうした中、以下のような課題が存在。
 - 15年間維持される登録意匠件数が増加傾向にあり、**意匠権を長期的に維持するニーズ**が高まっている。
 - また、**権利の存続期間の始期**が、**特許権は出願時**であるのに対し、**意匠権は登録時**とされており、一つの製品について特許権と意匠権の両方で保護するケースも見られる中、**知財管理上、煩雑な状況**となっている。
 - 加えて、特許出願から意匠登録出願に変更する出願が増加していることで、特許で出願して先願の地位を確保し、長期間経過した後に意匠登録出願に変更した場合、当該出願の意匠登録後から権利期間が開始されるため、**一つの発明（意匠）の保護期間の終期が不当に遅くなるおそれもある**。
- こうした状況を踏まえ、意匠権の存続期間を、「登録日から20年」から「**出願日から25年**」に見直してはどうか。

1. 画像デザインの保護
2. 空間デザインの保護
3. 関連意匠制度の拡充
4. 意匠権の存続期間の延長
- 5. 複数意匠一括出願の導入**
6. 物品区分表の見直し

5. 複数意匠一括出願の導入（課題と見直しの方向性）

- 現行意匠法において、意匠登録出願は、**一つの出願に一つの意匠**しか含めることができない。
- こうした中、以下のような課題が存在。
 - 自社製品に一貫したデザインコンセプトを用いてブランド価値を高める企業が増えている中、**出願手続の負担を軽減**することが求められている。
 - また、日本を除く諸外国（米国、欧州、中国、韓国）や、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度では、複数意匠の一括出願が認められている。
- こうした状況を踏まえ、**複数の意匠**についての意匠登録出願を**一の願書で行う**ことができるようにするとともに、**実体審査や意匠登録は現行制度と同じく意匠ごとに行う**こととしてはどうか。
- **一括出願できる範囲**については、以下のとおりとしてはどうか。
 - 一括出願に含むことのできる**意匠の数**については、諸外国やハーグ制度との調和や、運用上の便宜を踏まえ、**上限を設ける**こととする。
 - 一括出願できる**意匠の範囲**（ロカルノ分類の同一クラス又は類似の範囲等）については、実体審査や意匠登録を意匠ごとに行う場合は、**制限を設けない**こととする。

1. 画像デザインの保護
2. 空間デザインの保護
3. 関連意匠制度の拡充
4. 意匠権の存続期間の延長
5. 複数意匠一括出願の導入
- 6. 物品区分表の見直し**

6. 物品区分表の見直し（課題と見直しの方向性）

- 意匠法施行規則別表第一に定める**物品区分表**は、登録が認められる**物品の粒度の目安**を示すことにより、**出願及び審査を円滑化**し、先行意匠調査等の**審査の便宜**のために設けられた。
- こうした中、以下のような課題が存在。
 - **物品区分表の区分と同程度の区分を記載していない出願**については、物品自体が明確であっても、**拒絶理由の対象**となる事例があり、**権利化の遅延**につながっている。
 - 近年、多様な新製品が市場に流通しており、随時の**省令改正**による物品区分表の更新では**機動的に対応することが困難**。
- こうした状況を踏まえ、以下の方向性で対応してはどうか。
 - **物品自体が明確である場合**には、物品区分表の区分と同程度の区分を記載していないことを**拒絶理由の対象としない**。
 - **省令で物品区分表を規定することをやめる**こととし、出願時に物品の区分を記載する際の参考となるよう、**物品区分表に類するものを告示等で整備**する。